

杉並区交流協会の一般財団法人化について

杉並区交流協会（以下「協会」という。）は、今後の在住外国人支援事業等の更なる推進とそれに伴う事故等へのリスク管理を含めた体制強化を図るため、令和3年4月に一般財団法人化することを組織決定したことから、区としてこの取組を支援することについて、以下のとおり報告します。

1 協会の一般財団化に向けた検討経緯等

- 区内在住外国人人口は、平成26年4月の約1.1万人から、令和2年4月には約1.8万人に増加しており、これらの在住外国人に対する支援業務が拡大傾向にある。また、近年、交流自治体への訪問ツアーや東京高円寺阿波おどりの台湾公演、留学生のホームビジット事業など、区の外郭団体としての事業活動範囲が拡大してきている。さらに、在住外国人に対しては、引き続きコロナ禍における相談支援や区防災課との協定に基づく災害時支援業務等の一層の充実を図っていく必要がある。
- このような状況の中で、現在の任意団体としての協会は、事故等に伴う責任を団体として負うことができず、リスク管理を含めた体制強化が必要である。
- こうした課題認識に立ち、協会は、昨年10月の理事会において、令和3年4月を目途に、次のとおり一般財団法人化を目指す方針を決定したものである。

【一般財団法人化の概要】

区分	一般財団法人化後	現在
名称	一般財団法人 杉並区交流協会	杉並区交流協会（任意団体）
役員	評議員3名（法定3名以上） 理事12名以内（法定3名以上） 監事2名（法定1名以上）	— 理事9名 監事2名
事務局職員	事務局長1名 事務局次長1名 職員6名（継続雇用）	事務局長1名 事務局次長1名 職員6名
財産	基本財産300万円（法定300万円以上）	なし
設立時期	令和3年4月	平成18年4月

2 区への対応

協会の現状と課題認識を踏まえ、区として協会の一般財団法人化を支援することとし、基本財産(300万円)の支出及び関係規定の整備等を行う。

3 今後の主なスケジュール（予定）

- 令和3年3月 法人登記手続
- 4月 基本財産に係る経費を支出、一般財団法人設立